監査報告書

令和7年6月12日

学校法人 旭学園 理事会・評議員会御中

私立学校法第52条及び寄附行為第28条第1項の規定により、令和6年度学校法人旭 学園の業務及び財産の状況について、理事長から学園運営の報告、重要書類の閲覧、会 計監査人からの報告説明を受け、事業報告書及び計算書類等を調査しました結果、同学 園の業務及び財産の状況に関して不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な 事実は認められませんでした。

また、財務に関する計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人旭学園の 令和7年3月31日現在の財務状態及び同日をもって終了する会計年度を適正に表示し ているものと認めます。

学校法人 旭学園

監事

京林建地區 監事